

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
高等学校等就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立高校等に在学されている生徒さんの授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対	しょう 象	しゃ 者
		私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1学年～3学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。
し 支	きゅう 給	がく 額
		【令和2年4月～6月】 ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて507,000円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて257,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円） 【令和2年7月～】 ▶親権者の「地方税の課税所得×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除に3/4を乗じる）」が 合わせて304,200円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶親権者の「地方税の課税所得×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除に3/4を乗じる）」が 合わせて154,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円）
しん 申	せい 時	じ 期
	およ 及	び
し 支	きゅう 給	じ 期
		学校によって異なります。 申請手続については在学されている高等学校等から案内があります。
しん 申	せい 時	てつ 手
		じ 続
		学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 マイナンバーカードの写しの提出が必要です。
と 問	あわ 合	さき 先
		くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	
		毎年度手続が必要でです。